

あま市住民税非課税世帯等物価高騰対策 給付金（10万円/1世帯）のご案内

- 住民税非課税世帯等物価高騰対策給付金は、物価高により厳しい状況にある令和6年度において新たに住民税非課税又は住民税均等割のみ課税となる世帯を支援するための給付金です。
- この給付金を受給するためには、**手続きが必要**です。

給付金の支給額

1世帯あたり **10万円**

給付金の支給時期

あま市が確認書または申請書を受理した日から4週間後が目安です。

支給対象

「令和6年度に新たに住民税非課税又は 住民税均等割のみ課税となる世帯」

※令和5年度低所得者の住民税非課税世帯又は住民税均等割のみ課税世帯への給付の対象世帯及び住民税が課税されている方の扶養親族のみの世帯は除きます。

手続きの方法

世帯の全ての方が、令和6年1月1日以前からあま市にお住まいの場合

世帯の中に、令和6年1月2日以降にあま市に転入した方がいる場合

あま市から確認書が届きます
（要返信）

※一部申請が必要な場合があります

確認書は基準日（令和6年6月3日）時点で住民登録のある市区町村から送付されます。

詳しくは裏面①へ

申請が必要です

受付期間：令和6年 7月31日（水）
～令和6年10月31日（木）

申請書は社会福祉課で配布します。
基準日（令和6年6月3日）時点であま市に住民登録のある方が対象です。

詳しくは裏面②へ

支給手続きの詳細は裏面をご確認ください。

給付金の手続

※記載漏れ、添付書類漏れ、審査状況により支給が遅れる場合があります。

① 世帯の全ての方が、令和6年1月1日以前からあま市にお住まいの場合

- 対象となる世帯には、給付内容や確認事項などが記載された確認書が届きます。
- 記載内容を確認し、必要事項を記入して、あま市に返信してください。

【確認事項】

- ①住民税非課税又は住民税均等割のみ課税となる世帯であること
- ②住民税が課税されている方の扶養親族のみの世帯ではないこと
- ③世帯の中に住民税所得割が課税となる所得があるのに未申告の方がいないこと
- ④他自治体から今回と同等の給付金を受けていないこと
- ⑤令和5年度低所得者の住民税非課税世帯又は住民税均等割のみ課税世帯への給付の対象世帯でないこと

【記入が必要な事項】

- ①確認欄のチェック
 - ②世帯主氏名・確認日・連絡先電話番号
 - ③給付金の振込を希望する金融機関口座
- 「確認書の記入要領」をご確認のうえ、希望する口座の記入漏れのほか、世帯主の本人確認書類の写しや口座確認書類の写しの添付漏れがないようご注意ください。

② 世帯の中に、令和6年1月2日以降、あま市に転入した方がいる場合

- 給付金を受け取るには、申請が必要です。
- 申請書に必要事項を記入して、添付書類と一緒に、社会福祉課に直接又は郵送でご提出ください。



住民税非課税世帯等物価高騰対策給付金の「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください！

自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署か警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。

お問い合わせ

あま市役所 給付金コールセンター

電話 **0120-313-317**

受付時間 平日

9:00~17:00